

# 船舶事故調査報告書

令和3年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和3年1月6日 08時10分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市 <sup>かんのん</sup> 観音埼東方沖（浦賀水道航路第4号灯浮標） 観音埼灯台から真方位090° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯35° 15.4′ 東経139° 47.2′）
事故の概要	遊漁船第二十吉久丸 <sup>よしきゆう</sup> は、南南東進中、灯浮標に衝突した。 第二十吉久丸は、左舷船首部に破口等を生じ、また、灯浮標は、上部構造物の脚部の折損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第二十吉久丸、18トン 210-37074 神奈川、有限会社船宿吉久 11.97m (Lr) × 4.48m × 1.53m、FRP ディーゼル機関、569kW、平成4年10月
乗組員等に関する情報	船長 53歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年7月22日 免許証交付日 令和2年11月10日 （令和7年11月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に破口、左舷船首ブルワークに破損 灯浮標 上部構造物の脚部4本のうち2本に折損及び基部浮体に擦過傷、翌日の荒天により上部構造物が脱落し水没
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東～北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、波向 北北東～北東、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、令和3年1月6日06時45分ごろ千葉県富津市金谷沖の釣り場に向け、同県浦安市の係留地を出航した。 船長は、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、約18ノットの対地速力で舵輪を用いた手動操舵により操船に当たり、第1海堡西方沖で本船の針路を160°（真方位、以下同じ。）として航行中、距離が約

2 Mとなった浦賀水道航路第 4 号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を視認し、本件灯浮標を船首目標として航行を続けた。

船長は、本船が北北東から北東の風及び波を受けて右方に船首が振られるので、適宜左方への当て舵を取り、本件灯浮標の東側を通過する針路で航行していたところ、右舷船首方に知人の操船する遊漁船を認め、操縦席を離れて操舵室右舷側の出入口扉を開け、同船に向かって手を振った。（写真 1 参照）



写真 1 本船右舷側

船長は、知人の遊漁船が右舷正横付近となるまで手を振った後、船首方に視線を戻したところ、至近に本件灯浮標を認め、操縦席に戻って右舵を取ったものの、08時10分ごろ本船の左舷船首部が本件灯浮標に衝突した。

本船は、船長が、船体の損傷状況を確認し、僚船及び船舶所有者に本事故の発生を連絡した後、係留地に帰航していたところ、船首部の破口から浸水してきたので、第 1 海堡付近で僚船と落ち合い、僚船にえい航されて最寄りの富津市富津漁港に入港した。（写真 2 参照）



写真 2 損傷箇所

（付図 1 事故発生経過概略図 参照）

#### その他の事項

船長は、本件灯浮標の東側を通過した後、右転して浦賀水道航路外を同航路東端の航路線に沿って南進する予定であった。

船長は、ふだん、本件灯浮標の周囲に遊漁船やプレジャーボートが多数漂泊して釣りを行っているため、本件灯浮標の東側を 100～200 m 離して通過していたが、当日は本件灯浮標の東側に他船がいなかったため、ふだんよりも灯浮標に近づく針路で航行していた。

	<p>船長は、本事故後、操縦席を離れたことについて、知人の遊漁船に手を振る僅かな時間であれば、本件灯浮標まで到達しないと考えたのではないかと思った。</p> <p>本事故当時、釣り客は、前部及び後部の船室内で休んでおり、船長及び釣り客6人は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、観音埼東方沖において、北北東から北東の風及び波を受け、右方に船首が振られる中、左方に当て舵を取りながら、本件灯浮標の東側を通過する針路で南南東進中、船長が、操縦席を離れて知人の遊漁船に向かって手を振りながら航行したことから、風及び波により船首が右方に振られて本件灯浮標に向かう針路となったことに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、知人の遊漁船に手を振ろうとした際、僅かな時間であれば、本件灯浮標まで到達しないと書いたことから、操縦席を離れたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、観音埼東方沖において、本船が、北北東から北東の風及び波を受け、右方に船首が振られる中、左方に当て舵を取りながら、本件灯浮標の東側を通過する針路で南南東進中、船長が、操縦席を離れて知人の遊漁船に向かって手を振りながら航行したため、風及び波により船首が右方に振られて本件灯浮標に向かう針路となったことに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、操船に集中し、針路の保持に努めること。</li> <li>・ 船長は、灯浮標付近を航行する場合、風等による圧流や灯浮標の振れ回りなどによって灯浮標に衝突することがないように、灯浮標から十分に距離を隔てた針路とすること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

